道 平 路 成の 構 造  $\mathcal{O}$ 年 技 術 的 十基甲 等 を 定 め る 条例をここに 公布 す る。

+兀 七 月

Щ

П

県

知

事

井

関

成

山

口

県

条

例

第

五.

道 路  $\mathcal{O}$ 構 造の技術 術 的 基 準 等 を定  $\emptyset$ る 条 例

旨

Ŧ. 4条第三 項  $\mathcal{O}$ 及び 条 例 第四 は、 十 道 八路 条 法  $\mathcal{O}$ 三昭 の和 三 十 規 定 に 七 基 年 活法 き、常 第 百 道 路 八 の構造の構造 造 の以 技 下 術 的法 とい 準 等 、 う。 ) を 定 め 第三十条第三項 るも のとする。 第 兀 + 兀 条 第 項 第 兀 +

**(**道 路  $\mathcal{O}$ 術的 基 準

第二条 法第三十名 -条 第 項 0) 規 定に より 条例 で 定 め る道 路  $\mathcal{O}$ 構 造 0 技 術的 基 進 は、 次 ĸ 掲 げ る事 項 ĺΞ つ 1 て 規則 で定 め る。

幅

線 距形

路勾 面配

視

十九八七六五四三 排 水

交 差 又 施 は設 接 続

待 避 所

横 橋、 柵 そ  $\mathcal{O}$ する  $\emptyset$ 

前 3各号に1 掲 げる t  $\mathcal{O}$ の他 ほ安 か全 な交通な交通 のを 構 確 造 保 に 0 いた て 必の 要施 な設 事 項

(沿道: 区 法 域  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 基 準)

メー } ル 以 第 内とし、 四 +匹 条 その 第 他 項 E  $\mathcal{O}$ 場 規 合 定 に す お Ź 11 沿 て 道 小は 区 その 域  $\mathcal{O}$ 路 指 面 定 総  $\mathcal{O}$ 幅 基 員 潍 の 二 ・ は、 当 五. 該 倍 道 路 以 内  $\mathcal{O}$ で二十 各 側 メ に 0 1 1 て、 ル を 次に 超 えなな 掲げ 1 る場合において 範 囲 内 とする。 は幅

- 道 路  $\bigcirc$ 屈 曲 部で そ  $\mathcal{O}$ 中 心 線 半径 が .· 特 に さ *\*\ とき。
- 道 路 に 隣 接 して 並木 又 は 密 生 L た竹 木が あ るとき。

道 路 に 隣 接 て 土 砂 石 又 は 鉱 石 等  $\mathcal{O}$ 採 取 場、 高 1 擁 壁、 用 水 路 排 水 路 そ 0 他 れ 5 に 類す る t 0 が あ ると

四 道路と鉄道とが平面交差しているとき。

(道路標識の寸法)

第四 条 法 第四 十五条第 三 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り 条例 で定める道路 標識 0 4 法は、 次に掲げる道路標識 ( 柱 の 部分を除く。) ごとに規則

で定める。

一案内標識

二 警戒標識

三 前二号に掲げる道路標識に附置される補助標

識

(立体交差とすることを要しない場合)

第五条 法第四· 十八条の三ただし書の条 例 で 定める立体交差とすることを要しない場合 は、 次のとおりとする。

一 当該交差が一時的である場合

立体交差とすることによって増 加 するエー 事  $\mathcal{O}$ 費用 が、 これ によって 生 ずる利益 を著しく超える場合

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

山口県沿道区域指定基準条例の廃止)

2 Щ П 県 沿 道 区 域 指 定 基 準 条 例 昭和三十二年山口 県 条例 第四 十四号) は、 廃止する。